感染症対策委員会（おしらせ号）

２０２６年　11月　２０日　発行

ぐんぐん便り





認定こども園シオン
感染症対策委員会

朝晩の冷え込みも増し、 寒暖差が大きくなる季節となりました。

感染症が流行しやすくなります。手洗い、うがいなどの基本的な感染症対策をしっかり行い、元気に過ごして いきましょう！

日頃より、おこさん方の健康管理にご協力いただき感謝申し上げます。
また、園の保育・感染症対策にご理解とご協力いただきありがとうございます。
さて、これまで当園では、感染症に罹患した後の登園再開にあたり、明確なルールを定めておりませしでした。そのため、保護者の皆さまには対応がわかりにくい状況ではなかったかと反省し、改めてルールを定めることとしました。園生活では、集団生活が基本となりますので、一人一人の健康と安心して過ごせる環境を用意しなくてはなりません。このような考えのもと感染率の高い病気の対応について、下記のように整理しましたので、ご一読の上、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

（1） インフルエンザ、コロナウイルス等に関する疾病の登園の許可について
医師による登園許可（集団感染がないと判断された場合）

これまで（変更前）	これから（変更後）
インフルエンザ、コロナウイルス等による罹患の場合、これまでは、罹患証明はお願いしておりませんでした。 病気の症状が治まり、ある程度保護者の判断で完治できたとみなし、保護者による口頭での申告で登園を許可（受け入れ）可能としてきました。 または、保護者さまの任意により小児科医が無料で書いてくださった登園許可診断書を発行していただき、園に提出してくださっていた方もいらっしゃいました。	★　今後 小児科から無料でいただく診断書の提出のお願い及び医師が病気の症状についての説明に用いる説明書のご提出 ＜参考＞  登校・外出について　インフルエンザの方　異常行動について 上記の疾病説明書きが病院からいただけない場合は、無料でいただける病院独自の診断書でも大丈夫です。 その場合、必ず登園基準を満たした上（下記参照）で登園をお願いいたします。 ※どうしても提出すべき書類がない場合は、口頭でお伝えください。

インフルエンザ及びコロナウイルス罹患後の登園基準

インフルエンザ	学校保健安全法では、インフルエンザの出席停止期間は「発症後５日を経過し、**かつ解熱後２日（幼児は３日）**を経過するまで」と定められています。
コロナウイルス	・発症した後５日を経過 ・症状が**軽快した後１日を経過** （**軽快＝解熱剤を使わずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にあること**）

（2）伝染性の強い感染症の場合　医師による登園の許可について（インフルエンザ、コロナウイルス以外）

これまで（変更前）	今後　　＜実施日：R8 年 12 月から＞
・毎年年度初めに園から配布されている【本園の感染症対応につきまして】のプリント参照 ・保護者様の口頭申告が主でした。	・毎年年度初めに園から配布されている【本園の感染症対応につきまして】のプリント参照に加えまして、出席停止扱いとなる疾病等の感染防止拡大の対策として、登園許可書の提出のお願いをお申し上げます。 **★出席停止のよる登園許可書の提出**（お願い） 医師の診断結果により、担任に報告することと同時に様式（用紙）をいただき病院で記入していただくことになります。 ※伝染性の高い疾病につきましては、下記の内容（学校保健安全法）をご参照ください。

学校保健安全法に基づく疾病（病気）出席停止の種類　＜感染症対策ガイドラインにより光瀬労働省より抜粋＞

学校保健安全法施行規則第 18 条における感染症の種類と出席停止の取扱いについて

☆感染症法の対象（1類～5類）となる感染症が学校保健安全法では以下の3種に分けられます。

第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ
第二種感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）、百日咳、麻しん（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん（三日ばしか）、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※この他に条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として、溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ、とびひ
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみなす	

※出席停止の期間

第一種の感染症・・・・・完全に治癒するまで
第二種の感染症・・・・・病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めた時は、この限りではありません。
第三種の感染症・・・・・病状により嘱託医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで

（3）ノロウイルス・ロタウイルスによる嘔吐物処理に関する（お願い）

これまでの対応（変更前）	今後の対応（変更後として）＜実施日：R8 年 12 月から＞
嘔吐により汚れた衣服は洗ってお返ししていました。	変更＞　嘔吐により汚れた衣服等につきましては、ビニール袋に入れてそのままお返しいたします。 感染を防ぐため園で洗うことによりウイルスを広げてしまう恐れがあることを理由として国の指導に従いそのままお返しいたします。

（4）感染性胃腸炎による下痢に関すること（お願い）

これまでの対応（変更前）	今後の対応（変更後として）＜実施日：R8 年 12 月から＞
状況に応じ排泄物の処理（洗う）を行いお返ししていました。	変更＞排便処理はせずそのままお返しいたします。 感染を防ぐため園で洗うことによりウイルスを広げてしまう恐れがあることを理由として国の指導に従いそのままお返しいたします。 ※原因不明な下痢が数回にわたり続く場合も含むことがあります。

今年も残すところあと１ケ月余りとなりました。健康管理に十分に留意し寒い冬を乗り切っていきましょう！！